



発行 新潟県

**第 66 号**

平成30年8月24日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 910 軽油引取税に係る特約業者の指定取消（税務課）
- 911 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 912 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）
- 913 新潟県立万代島美術館観覧料の徴収事務の委託（文化行政課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

52 新潟県知事選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定（選挙管理委員会）

正 誤

平成30年8月14日付け県報第63号主要目次中（治山課）

告 示

◎新潟県告示第910号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成30年8月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名  
アサヒ石油株式会社  
代表取締役 朝日 日出夫
- 2 主たる事務所の所在地  
三条市一ノ門1丁目14番5号
- 3 取消年月日  
平成30年6月30日

◎新潟県告示第911号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年8月24日

新潟県南魚沼地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成30年8月10日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
南魚沼郡湯沢町大字湯沢字清水田	4.50	26.40

292番13の内

## ◎新潟県告示第912号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成30年 8 月24日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 指定道路の種類  
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日  
平成30年 8 月14日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
北蒲原郡聖籠町大字三賀字聖籠山 934番1の内	5.00	29.08

## ◎新潟県告示第913号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立万代島美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年 8 月24日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 委託した事務  
「みんなのレオ・レオーニ展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 委託期間  
平成30年 8 月24日から平成30年10月19日まで
- 3 前売観覧券販売期間  
平成30年 8 月25日から平成30年10月 5 日まで
- 4 委託を受けた者及び前売観覧券の販売場所

委託を受けた者	販売場所
新潟県新潟市中央区笹口2丁目12番地3 株式会社新潟トラベル	新潟市中央区八千代1丁目6番1号 新潟伊勢丹内 株式会社新潟トラベル 伊勢丹営業所
新潟市中央区幸西3丁目5番3号 新潟交通商事株式会社	新潟市中央区万代島5番1号 万代島美術館内 ミュージアムショップBANBI
新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県職員生活協同組合
新潟市江南区両川1丁目3604番地12 株式会社北村製作所	新潟市中央区上近江4丁目12番20号 DeKKY401 トップトラベル新潟
新潟市中央区東万代町9番24号 株式会社文信堂書店	新潟市中央区東万代町9番24号 文信堂書店
	新潟市中央区花園1丁目1番1号 文信堂CoCoLo万代
新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス	新潟市中央区八千代2丁目1番2号 万代シテイビルボードプレイス
新潟市中央区寄居町915番地 有限会社ナガイ画材	新潟市中央区寄居町915番地 ナガイ画材
新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合	新潟市西区五十嵐二の町8050 新潟大学生生活協同組合購買部
新潟市中央区和合町2丁目4番18号 株式会社第一印刷所	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階 情報工房DOC朱鷺メッセ店
新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階	新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル2階

株式会社ワイエムビー	エブリーワン
新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター	新潟市中央区西堀通6番町878番地1 西堀7番館ビル3階 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)
新潟市中央区八千代2丁目1番1号 有限会社新潟市民映画館	新潟市中央区八千代2丁目1番1号 シネ・ウインド
新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市	新潟市秋葉区蒲ヶ沢109番地1 新潟市新津美術館
新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報社	新潟市中央区万代3丁目1番1号 メディアシップ1階 インフォメーションセンター えん
新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階 公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)
三条市仲之町1番7号 株式会社野島書店	三条市仲之町1番7号 野島書店
長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号 公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター (会員のみ利用可)
十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26 一般財団法人十日町地域地場産業振興センター
柏崎市東本町2丁目5番22号 株式会社わたじん	柏崎市東本町2丁目5番22号 わたじん書店
佐渡市千種232番地 佐渡市	佐渡市中原234番地1 佐渡中央文化会館
新潟市中央区万代3丁目1番1号 株式会社新潟日報サービスセンター	NIC新潟日報販売店

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、車椅子の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年8月24日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

車椅子 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成31年8月30日（金）

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

##### (4) 納入場所

新潟県立加茂病院

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 959-1397  
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号  
新潟県立加茂病院経営課  
電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限  
平成30年8月31日(金)午後5時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月7日(金)午後1時30分  
新潟県立加茂病院講堂

## 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第52号

平成30年6月10日執行の新潟県知事選挙における当選の効力に関し、東京都調布市入間町2-29-22平原行人、東京都国分寺市東元町4丁目3-10笠原一郎、東京都立川市柴崎町2-10-18伊藤国治、横浜市港北区新吉田東6-42-16堀川清美、大阪府堺市東区菩提町1-173-8山根亜希子、新潟県新発田市豊町2-16-14犬井豊及び福島県郡山市久留米6-151-11森園和重から提起された異議の申出に対し、平成30年8月8日次のとおり決定した。

平成30年8月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

## 決 定 書

異議申出人	東京都調布市入間町2-29-22 平原 行人
同	東京都国分寺市東元町4丁目3-10 笠原 一郎
同	東京都立川市柴崎町2-10-18 伊藤 国治
同	横浜市港北区新吉田東6-42-16 堀川 清美
同	大阪府堺市東区菩提町1-173-8 山根 亜希子
同	新潟県新発田市豊町2-16-14 犬井 豊
同	福島県郡山市久留米6-151-11 森園 和重

上記異議申出人（以下「申出人ら」という。）のうち、平原行人、笠原一郎、伊藤国治、堀川清美、山根亜希子、森園和重（以下「申出人平原行人ほか5名」という。）及び犬井豊（以下「申出人犬井豊」という。）から平成30年6月25日に提起された平成30年6月10日執行の新潟県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、新潟県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

## 主 文

- 1 申出人平原行人ほか5名による本件異議の申出を却下する。
- 2 申出人犬井豊による本件異議の申出を棄却する。

## 異議申出の要旨及び理由

- 1 異議申出の要旨  
申出人らは、次の異議申出の理由により、本件選挙における当選人の当選を無効とする旨の決定を求めるものである。
- 2 異議申出の理由  
異議申出の理由を要約すれば、次のとおりである。  
(1) 新潟県民以外にも異議申出の資格が認められるべきである。

- (2) 新潟市選挙管理委員会(以下「新潟市選管」という。)において、「500票バーコードシステム」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがあり、特に22時30分以降のバーコード票の異常値が認められる。したがって、新潟市選管の22時30分以降のバーコード集計の異常値を再開票して精査するだけでも一位と二位の差が逆転して当選順位の異動が生じるおそれがある。
- (3) 期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある。
- (4) その他、本件選挙以外の選挙訴訟事案等により本件選挙が信頼のないものとなっているなど。

## 決定の理由

## 第1 主文1について

- 1 公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第206条第1項に定める地方公共団体の議会の議員又は長の当選の効力に関する異議の申出は、「その当選の効力に関し不服がある選挙人又は公職の候補者」が提起することができることとされているが、その趣旨は、「選挙が選挙区ごとに行われるものであることに鑑み、その選挙区の選挙に参加し得る権利を有する者にその結果の違法を主張する途を与え、もって選挙に関する法規の適用の客観的適正を期している法意であると解するのが相当である」(最高裁判所昭和39年2月26日判決)とされている。
- 2 申出人平原行人ほか5名は、新潟県民以外にも異議申出の資格が認められるべきである旨主張するが、当委員会の調査の結果、申出人平原行人ほか5名は本件選挙の選挙人であった者は1人も認められず、また、いずれも本件選挙に係る公職の候補者ではないため、公選法第206条第1項の規定に該当しないのは明らかであり、申出人平原行人ほか5名による本件異議の申出は不適法である。  
よって、当委員会は主文1のとおり決定する。

## 第2 主文2について

当委員会は、申出人犬井豊による本件異議の申出は形式的要件を備えた適法なものと認め、これを受理し、慎重かつ厳正に審理した。その結果は以下のとおりである。

- 1 当選の効力に関する争訟においては、「その(当選無効)原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解するのが相当である」(名古屋高等裁判所平成4年12月17日判決)とされている。
- 2 以上の観点から、申出人犬井豊が主張する申出理由が、当選無効の原因となり得べき違法事由に該当するか否かについて判断する。
  - (1) 異議申出の理由(2)について  
申出人犬井豊は、新潟市選管において、「500票バーコードシステム」による票の集計に誤作動及び不正の疑いなどがあり、特に22時30分以降のバーコード票の異常値が認められる旨を主張するが、申出人犬井豊から証拠書類等として提出された資料の内容も、申出人犬井豊の主張を裏付けるだけの具体性や客観性を有するものとは認められず、申出人犬井豊の主張は採用することができない。
  - (2) 異議申出の理由(3)について  
申出人犬井豊は、期日前投票所において、投票箱の中身がすり替えられている疑いがある旨を主張するが、実際にどのように不正が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申出人犬井豊の主張は採用することができない。
  - (3) 異議申出の理由(4)について  
申出人犬井豊は、本件選挙以外の選挙訴訟事案等により本件選挙が信頼のないものとなっているなどと主張するが、県内のいずれの開票所等において、実際にどのような不正等が行われたのかということについて、具体的な事実に基づく主張が認められず、申出人犬井豊の主張は採用することができない。

以上のとおり、本件選挙における当選の効力に関する申出人犬井豊の主張にはいずれも理由はなく、当委員会は主文2のとおり決定する。

平成30年8月8日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

教示

公職選挙法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができる。

正 誤

平成30年 8 月14日付け県報第63号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	5	保安林の指定施業要件の変更	保安林の指定施業要件の変更予定